

米国産生鮮パパイヤに対する輸入検査の強化について

検疫所におけるモニタリング検査の結果、米国産生鮮パパイヤから、わが国で安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ 55-1 が検出されました。このため、9月4日より、米国産生鮮パパイヤに対して、輸入届出毎の全ロットについて検査を行っているところですが、今般、食品衛生法第15条第6項に基づく検査手数料の認可の手続きが整ったことから、分別管理が適切に実施されたことをハワイ州政府が確認し、証明書を添付した貨物を除き、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

<経緯>

(1) 平成14年1月25日 1回目の違反

埼玉県から、県内に流通する米国産生鮮パパイヤを検査したところ、遺伝子組換えパパイヤ55-1を検出との報告を受けた。(検査結果は、国立医薬品食品衛生研究所でも確認。)

(2) 平成14年9月2日 2回目の違反

届出数量及び重量：300カートン、1360.77 kg

* 輸入者は、既に300カートン全量を回収済みである。

<参考>

1. 遺伝子組換えパパイヤ 55-1 について

申請日 : 平成11年10月29日

認可 : 米国FDA (1997年9月)

申請者 : パパイヤ管理委員会 (米国) (代理申請者: 有限会社マック)

付与された性質: パパイヤリングスポットウイルス (PRV) 抵抗性

※ 現在、薬事・食品衛生審議会バイオテクノロジー部会組換えDNA技術応用食品安全評価調査会において審査中であり、遺伝子挿入地図や挿入されたウイルス外皮蛋白の安全性試験のデータ等について、引き続き追加資料の提出を求めているところ。

2. 平成14年度の米国産生鮮パパイヤの輸入及び検査状況

輸入量 (8月31日現在、速報値): 1,238,204 kg (輸入重量比率 33.6%)

検査件数 (9月5日現在): 627 検体 (うち9月2日に1検体陽性が判明。)